



# 税務課からのお知らせ

## 新たな個人住民税における住宅借入金等特別税額控除 (住宅ローン控除)の創設に伴う変更について

平成11年～18年に入居された方に対しては「**税源移譲に伴う個人住民税の住宅ローン控除(経過措置)**」が適用されていましたが、地方税法の改正により、「**新たな個人住民税の住宅ローン控除**」が創設されました。これは、平成21年～25年に入居し、所得税の住宅ローン控除の適用を受けた方について、所得税から控除しきれなかった額を、翌年度分の個人住民税から控除する制度です。これにより、個人住民税の住宅ローン控除の適用を受けるための町への申告は不要となりました。(※下記②注意)

### ① 平成21年～25年に入居した方(「新たな個人住民税の住宅ローン控除」対象者)

所得税の住宅ローン控除の適用を受けた方について、所得税から控除しきれなかった住宅ローン控除額がある場合、翌年度分の個人住民税(所得割)から控除できるとした制度です。(上限97,500円) **町への申告は不要です。**

### ② 平成11年～18年末に入居された方(「税源移譲に伴う個人住民税の住宅ローン控除(経過措置)」対象者)

平成19年に行われた税源移譲により、所得税で控除しきれなかった住宅ローン控除額がある場合で、翌年度の個人住民税(所得割)から控除できるとした制度です。

この制度を受けるには、町への申告が必要でしたが、平成22年度分個人住民税から、**町への申告は原則として不要となります。**

※ただし、山林所得や退職所得を有する場合は、従来の申告書を提出していただくことにより、控除額が有利になる場合がありますので、その場合は毎年3月15日までに町へ申告書を提出する必要があります。

### ③ 平成19年及び平成20年に入居された方

所得税の住宅ローン控除を受けている方は、各年の控除率を引き下げた上で控除期間を15年に延長する特例措置が創設されており、個人住民税における住宅ローン控除はありません。



## 平成22年度町県民税・国民健康保険税・後期高齢者医療保険料 介護保険料申告受付について

平成22年度の申告が始まります。この申告は、平成22年度の町県民税、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料の課税、所得課税証明等の資料となる大切なものです。

申告をしなかった場合は、各種控除が認められず、ご本人に不利なことになりますので、申告書は期間内に提出してください。

#### ◎ 申告受付期間

**2月8日(月)～3月15日(月)(土・日・祝日を除く。)**

#### ◎ 申告受付等

申告書は、できるだけ申告期間内に郵送するか又は税務課、各総合支所住民課へ提出いただくようご協力をお願いします。

なお、「申告書」及び「申告のてびき」は郵送しますが、申告の必要な方でお手元に届いていない方は税務課、各総合支所住民課、各出張所に備え付けていますのでご利用ください。

#### ◎ 郵送申告について

収入のない方又は申告書の書き方について相談の必要がない方は郵送での申告をお勧めします。「申告のてびき」を参考に申告書を作成し、必要書類を添付して返信用封筒(切手貼付不要)で郵送してください。なお申告の際には次の点にご注意ください。

- ①氏名・電話番号は必ず記入し、押印してください。
- ②給与収入、年金収入のある方は必ず源泉徴収票を添付してください。
- ③各種控除を受ける方は領収書や証明書を必ず添付してください。

- ※国民年金、国民年金基金の控除を受けられる方は、証明書の添付が必要です。
- ※寄附金にかかる税額控除を受ける方は、領収書又は証明書を必ず添付してください。

#### ◎ 申告に必要なもの

- ①印鑑
- ②所得の算出の基礎となる書類、帳簿、領収書、源泉徴収票
- ③国民年金、国民年金基金、小規模企業共済等掛金、生命保険、地震保険の支払証明書、医療費等の領収書又は証明書

#### ◎ 注意

①領収書、証明書の提出がない場合は、各種控除が受けられませんので、忘れないようご持参ください。

※社会保険料控除のうち国民年金、国民年金基金については、金額の多少に関わらず証明書の添付が必要です。

※医療費の控除を受けられる方は、領収書を計算してご持参ください。

※寄附金にかかる税額控除を受けようとする方は領収書又は証明書の添付が必要です。

②申告は、個人単位ですので、同一世帯内に2人以上の申告義務者がいる場合、それぞれ申告をしなければなりません。

#### ● 問い合わせ

税務課  
吾北総合支所住民課  
本川総合支所住民課

☎ 893-1118  
☎ 867-2300  
☎ 869-2112